

平成28年2月12日
常磐共同火力株式会社

電気事業法に基づく報告書の提出について

当社は、平成28年1月12日に関東東北産業保安監督部東北支部より、電気事業法第106条第4項の規定に基づく報告徴収について指示を受けました。

指示に基づき排出ガス量が長期にわたり超過していた事実についての原因究明および再発防止対策等について、本日報告しました。

以上

(問い合わせ先)

常磐共同火力株式会社

本社 総務部長 正木 良成 TEL03-3256-5411 (代表)